八幡平市企業立地促進事業費補助金について

１.目的

認定された企業が市内に工場等を新設、又は増設する場合に要する経費に対し補助金を交付し、企業立地の促進と地域経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的としています。

２.補助の要件等

立地場所	①工場適地　②農村産業団地　③工業系用途地域 ④県、市等が造成した工場等用地の区域（工業団地） ⑤その他市長が特に必要と認める区域
対象業種	①製造業　②道路貨物運送業　③卸売業　④ソフトウェア業 ⑤倉庫業　⑥こん包業　⑦情報サービス業
補助対象経費 （固定資産投資額）	・工場等の用地の取得に要する費用 ・工場等の建屋の建設に要する費用 ・機械、設備等償却資産の取得に要する費用

３.補助割合・限度額一覧表

▼市単独補助

新設、増設の別	固定資産投資額	新規雇用者数	固定資産投資額に対する補助の割合	補助上限額（１回あたり）
新設	2,000万円以上	１人以上	10分の３	1,500万円
増設		１人以上、かつ、 増設後の常用雇用者数 １人以上増加		

※ 補助限度額（１企業あたりの累計）は、7,500 万円とする。

▼県・市補助事業

新設、増設の別	固定資産投資額	新規雇用者数	固定資産投資額に対する補助の割合	補助上限額（１回あたり）
新設	5,000万円以上	５人以上	10分の３	３億円
増設	１億円以上	10人以上、かつ、 増設後の常用雇用者数 10人以上増加		

※ 補助限度額（１企業あたりの累計）は、３億円とする。

４. 補助金の流れ

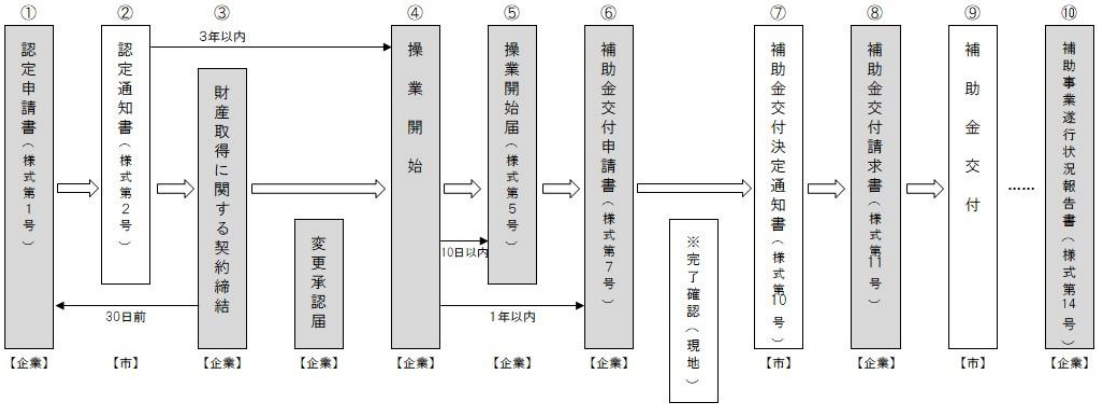

５. 添付関係（企業から市への提出物）

①　認定申請書　（※財産の取得に関する契約を締結する日の 30 日前までに提出）

□ 認定申請書（様式第１号）
□ 工場等整備計画書　※計画書に記載しきれない場合は、別紙を添付すること。
※下記「★」マークは、「工場等整備計画書」内に記載することが可能な項目。
□ 操業開始までの日程表（★）
□ 工場等整備計画図　※設計図面等
□ 工場等用地の取得、造成計画書（用地取得を伴わない場合は不要）（★）
□ 工場等における立地企業の雇用者の雇入れに関する計画書（★）
□ 申請日時点の常用雇用者数が分かる書類（社員名簿など）
□ 固定資産投資に関する計画書（★）
□ 工場等建物一覧表（★）
□ 工場等における公害の防止に関する計画書
□ 固定資産投資額が分かる書類（見積書（内訳も含む））
□ 定款（個人にあっては不要）
□ 定款の原本証明（任意様式）
□ 法人登記簿謄本（個人にあっては不要）
□ 印鑑証明書
□ 事業報告書（申請時前３年分）
□ 事業税納税証明書（申請時前３年分）
□ 常用雇用者の数の要件に該当することの説明書（増設の場合のみ）
※立地企業及び立地支援企業が固定資産投資を行う場合は、別途添付書類が必要となりますので、ご相談ください。

○　変更承認申請書

□ 認定工場変更承認申請書（様式第３号）
□ 工場等整備事業計画書（変更申請）
※変更がある場合は、変更になったことが分かる書類を必ず添付すること。

⑤　操業開始届

□ 操業開始届（様式第５号）

⑥　補助金交付申請

※「固定資産投資の支払い」を完了し、「人数要件」を満たしたうえで申請すること

□ 補助金交付申請書（様式第７号）

□ 固定資産投資額明細書（様式第８号）

※固定資産投資額明細書の詳細が記載しきれない場合は、
「固定資産税の投資額の変更が分かる内訳書類（任意様式）」を提出。

□ 契約書（土地売買、建物工事請負、機械設備売買等）

□ 領収書の写し（土地売買、建物工事請負、機械設備売買等）

※会計事務等を本社一括または別会社（委託）している場合は、下記を提出

□ 支払った相手先・金額が分かるもの（通帳や振込明細表など）※原本

□ 上記の原本がない場合、原本証明書

□ 当社と会計事務等を行っている会社の関係性がわかる書類（任意様式）

□ 雇用者名簿（様式第９号）

□ 交付申請日時点の従業員名簿

□ 新規雇用者の雇用通知書（労働条件通知書など）の写し

□ 新規雇用者の健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し

□ 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

□ 工場等の配置図

□ 工場等の写真（固定資産投資額の対象のもの）

□ 「② 認定通知書」の写し

●現地での完了確認時に確認する書類等（※基本的には原本を確認）

□ 契約書

□ 領収書（土地売買、建物工事請負、機械設備売買等）

→※会計事務等を本社一括または別会社（委託）している場合は、
PDF データ等を確認します。

□ 新規雇用者の出勤簿

□ 新規雇用者の雇用通知書（労働条件通知書など）

□ 新規雇用者の健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

□ 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

□ 新規雇用者の勤務状況が分かるもの（勤怠システム等）

⑧　補助金交付請求

□ 補助金交付請求書（様式第 11 号）

〇補助事業遂行状況報告書

※補助金交付後、５年間の報告が必要となります。

□ 補助事業遂行状況報告書（様式第 14 号）
□ 財産管理状況
□ 補助の対象となった工場等の当該報告基準日における常用雇用者の数が分かる書類（報告基準日時点の雇用名簿など）
□ 当該報告基準日における処分制限財産の管理の状況が分かる書類（写真など）

【下記の場合がございましたら、必ず事前にご相談をお願いいたします】

(1)　固定資産投資の支払いについて、割賦払いを検討している場合

認定通知書の日付から３年以内に操業開始届の提出をお願いしております。３年以内に補助金要件（①固定資産投資の支払い完了、②新規雇用者数）が満たせない場合は補助金を交付できませんので、事前に担当に相談するようお願いいたします。

(2)　補助対象としていた「財産を処分する場合」又は「財産を補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供しようとする場合」

減価償却資産等の耐用年数によって返還金の対象となります。処分等を行いたい場合は処分等を行う前に相談をお願いいたします。

【　気になることがございましたら、お気軽にご相談ください　】

※この情報は、令和８年５月時点のものです。要綱改正等により、要件や提出書類が変更になる可能性がございますので、下記お問い合わせ先まで、事前にご相談をお願いいたします。

▼お問い合わせ先
八幡平市役所
産業建設部 商工観光課 GX 産業推進室
〒028-7397
岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地
TEL　0195-74-2111
FAX　0195-74-2102
Mail　shokanka@city.hachimantai.lg.jp